やまぐち食の安心・安全情報

第５号（平成２６年３月）

【発行】　やまぐち食の安心・安全推進協議会
事務局）山口県環境生活部生活衛生課
753-8501 山口市滝町１－１
TEL：083-933-2974/FAX：083-933-3079
E-mail: a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

●黄色ブドウ球菌による食中毒の予防について●

平成２５年に、本県では黄色ブドウ球菌による食中毒が２件発生しています。次の点を確認し、しっかり予防しましょう。

平成２５年食中毒発生件数（本県）

病因物質	発生件数	患者数
ノロウイルス	５件	１２４人
黄色ブドウ球菌	２件	７１人
クドア・セプテンプンクタータ	２件	２０人
腸管出血性大腸菌	２件	６人
腸炎ビブリオ	１件	５４人
ウェルシュ菌	１件	３６人
カンピロバクター	１件	３人
アニサキス	１件	１人
計	１５件	３１５人

○特　　徴

・自然界に広く分布
・人の鼻や咽頭などにも生息（約３割の人が保菌）
・化膿した傷や指輪と指の間などに存在
・食品の中で増殖し、食中毒の原因となる毒素（エンテロトキシン）をつくる
※菌自体は　７５℃で１分間以上の加熱で死滅しますが、毒素は熱に強く、１００℃で３０分間加熱してもなくなりません

黄色ブドウ球菌の電子顕微鏡写真

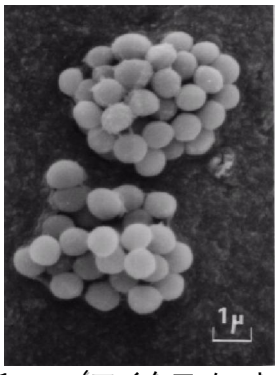

※１μｍ（マイクロメートル）
＝１０００分の１ミリメートル

○原因となる食品

・手から汚染を受けやすい食品（おにぎりなど）が原因となることが多い

○主　な　症　状

・喫食後 1～５時間後に、吐き気、おう吐、腹痛、下痢などの急性胃炎症状
・一般的に一過性で１～３日程度で回復する

○予防のポイント

・調理前は**石けん**でよく手を洗いましょう
・調理済み食品の**盛りつけ**は直接手で行わず、箸などを使用しましょう
・**手に傷がある場合**は、調理に従事しないことが望ましい、やむを得ない場合は、衛生手袋を着用するなど、傷口が食品に触れないようにしましょう

・**調理後**はすぐに食べましょう
菌が増え、毒素を産生する時間を与えないようにしましょう
やむを得ず保管する場合は、低温で保管しましょう

金の指輪は菌の指輪

指輪と指の間は、汚れが落ちにくく、水分・汚れ・ほどよい温度が、細菌にとって増殖しやすい環境となっています。

金の指輪はまさに菌の指輪なのです。調理前には、指輪を外して、石けんでよく手を洗ってください。

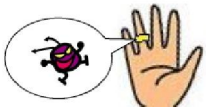

黄色ブドウ球菌が産生する毒素は、加熱してもなくなりません！
調理済みの食品をすぐに食べない場合は、低温で保管しましょう！

＜県内での食中毒発生事例：平成２３年６月＞
菓子製造業者が製造したおはぎを食べた８４人がおう吐等を主症状とする食中毒に罹患
原因：調理従事者の手洗いが不十分
おはぎを常温で１０時間以上保管・販売（容器には冷蔵保管の表示があった）

●平成２６年度山口県食品衛生監視指導計画●

県では、平成２６年度の食品衛生に関する監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施するために、「山口県食品衛生監視指導計画」を策定し、安全な食品の生産、製造・加工及び流通の確保を図ります。

【重点監視事項】

食品等事業者が講じている措置の点検・確認

・成分規格、製造基準、施設基準等の**遵守を徹底**させるとともに、**食品表示**（特にアレルギー物質に関する表示）の確認・指導の徹底を図る。

・食品等事業者の**自主的な衛生管理**が推進されるよう、国が推進する食品製造業におけるＨＡＣＣＰによる管理工程の導入について、適切な指導を行う。

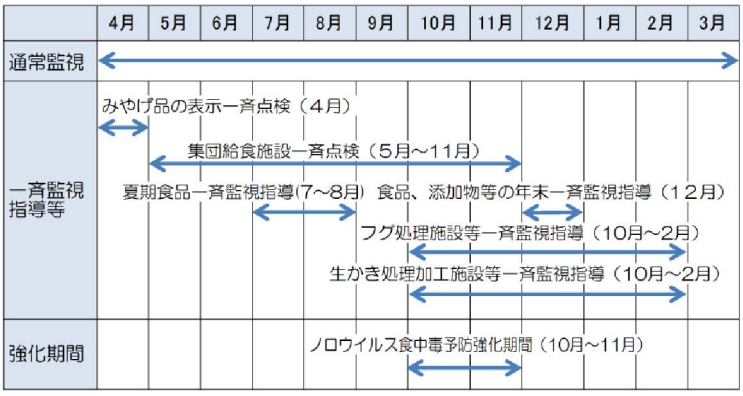

＜年間計画＞

②食中毒予防対策の強化

・**ノロウイルス**による食中毒予防対策として、食品等事業者に対する重点的な監視指導（調理従事者からの汚染対策の徹底等）を行うとともに、県民、食品等事業者に対する予防方法等について啓発を行う。

・鶏肉などを生食で提供する施設等に対する監視指導を強化し、**食肉の生食や加熱不足**による食中毒の予防対策を徹底する。

【食品等の収去検査】（予定数 ３,３４０）

県内で生産、製造、加工される食品及び県内で流通する食品について、流通状況、食中毒の発生頻度、過去の検査結果等を踏まえた収去検査を実施し、**食中毒の未然防止**、**不良食品の流通を防止**するとともに、結果及び措置などをホームページ等で速やかに公表し、食品の安心・安全確保を図る。

収去検査：食品衛生法に基づき、試験検査に必要最小限の食品等を無償で持ち帰り、検査すること
収去は、保健所の食品衛生監視員が予告なしに行う。

●食の安心ダイヤル●

受付時間：月曜日～金曜日　８:３０～１７:１５
（祝祭日・年末年始を除く）

設置場所	電話番号
食の安心相談室（県庁）	０８３-９３３-３０００
岩国健康福祉センター	０８２７-２９-１５２９
柳井健康福祉センター	０８２０-２２-３８９０
周南健康福祉センター	０８３４-３３-６４３２
山口健康福祉センター	０８３-９３２-２２６９
山口健康福祉センター防府支所	０８３５-２２-３７４２
宇部健康福祉センター	０８３６-３３-３００１
長門健康福祉センター	０８３７-２２-２８３２
萩健康福祉センター	０８３８-２５-２６７１
下関市立下関保健所	０８３-２３１-１９３６

●平成 ２６年度食の安心モニターの募集●

県では、日常の買い物を通じて食品表示などをモニタリングしていただく「食の安心モニター」を募集します。

応募資格：県内にお住まいの １８歳以上の方
任　　期：委嘱日～平成 ２７年 ３月 ３１日
募集人員：４０人
謝　　礼：年額 １０,０００円以内
募集期間：３月 ２４日(月)～ ４月 １７日(木)（必着）
応募方法：所定の申込書に必要事項を記入し、市町の消費者行政担当課に提出
問合せ先：山口県環境生活部生活衛生課
TEL　０８３-９３３-２９７４

○詳しくは、食の安心総合情報ホームページをご覧ください。

やまぐち食の安心総合情報　検索